

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
する)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

保険薬剤師の登録（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

基本測量の実施（管理課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（〃）

◇ 公 告 行政書士試験の実施（地方課）

少年指導員の委嘱（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第五百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	平成三年六月十五日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	〃
尾西小児科医院	倉吉市上井町一丁目一九七	〃
前川歯科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	〃
鳥取県西部口腔衛生センター	米子市東福原六三六一五	〃
中部薬局	倉吉市宮川町一七四一五	〃
森齒科医院	鳥取市今町二丁目二二〇	平成三年六月十七日
森内科医院	米子市石井六九九一	平成三年六月二十七日

面影薬局

鳥取市大杵四九一

”

鳥取県告示第五百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成三年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水 美由貴	鳥薬第七八〇号	平成三年六月十七日

鳥取県告示第五百二十九号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中田地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧

に供する。

平成三年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年七月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業期間 平成三年四月十六日から同年十二月五日まで
- 三 作業地域 米子市、八頭郡河原町、東伯郡関金町及び赤碕町、西伯郡淀江町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第五百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称 米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 米子境港都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間 昭和五十八年五月十日から平成八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 変更なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年七月九日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ワイドセブアン	マルホン工業株式会社
〃	ギャンブラー	〃
〃	キュービッド	株式会社竹屋

鳥取県公安委員会告示第五十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律

第百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成三年七月九日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

一 聴聞の期日及び場所

平成三年七月十七日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目二〇五

中江豊子

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、平成3年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により、次のとおり公告する。

平成3年7月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成3年10月27日(日)午後1時30分から午後5時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の科目及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

(1) 行政書士の業務に必要な法令

行政書士法(同法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法字概論の中から適宜出題する。

(2) 一般常識

(3) 論述(800字)

4 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを遡算して3年以上にたる者

(3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 受験手続

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において、平成3年8月1日(木)から交付する。

鳥取県総務部地方課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東巖城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市鞆町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書し、鳥取県総務部地方課（郵便番号680）あてに請求すること。その場合、62円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申込みの受付の期間及び時間

ア 期間

平成3年9月2日（月）から同月20日（金）までとする。ただし、日曜日、第二土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受け付けない。

なお、郵送の場合は、平成3年9月20日（金）の消印があるもので受け付ける。

イ 時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで

(3) 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部地方課（鳥取県庁本庁舎3階）

(4) 提出書類

受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書すること。

ア 履歴書（市販のもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書等）

ウ 写真（受験申込前1年以内に撮影した上半身像の写真のもの）

(5) 受験手数料及びその納付方法

ア 受験手数料 5,500円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(6) 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

(7) 問い合わせ先

鳥取県総務部地方課行政係（電話0857-26-7056）

6 合格者の発表

(1) 時期

平成4年1月第3週

(2) 方法

鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

7 合格証の交付

合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 28 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成 3 年 7 月 9 日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

氏 名	住 所	活 動 区 域
柿 田 弘 治	米子市万能町193番地	米子駅前地区（米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】